# 石田和子議員の一般質問と答弁

2019年9月19日 (木)

\*一問一答形式に編集

(文責:日本共産党神奈川県議団)

## 【1】幼児教育・保育について

- (1) 幼児教育・保育の無償化に関連した課題について
  - 1) 新たに生じる保育所の副食費の実費負担について
  - 2) 指導監督基準を満たさない認可外保育施設への県の指導体制の充実について
- (2) 保育士の処遇改善について

# 【2】児童虐待防止と児童相談所等の体制強化について

- (1)児童相談所の体制の強化について
- (2) 一時保護所における児童の権利保障について
  - 1) 児童の学習権の保障について
  - 2) 子どもたちの声を反映する権利擁護の仕組みの充実について
- (3) D V 被害者への支援体制の強化について

## 【3】県政の諸課題について

- (1) 一級河川・平瀬川の護岸工事について
- (2) 火山と共に生きる町 箱根地域の産業支援について

# 【1】幼児教育・保育について

### (1) 幼児教育・保育の無償化に関連した課題について

# 1) 新たに生じる保育所の副食費の実費負担について

**石田議員:**私は川崎市高津区選出の日本共産党、石田和子 でございます。初めて県議会で一般質問をさせていただ きます。どうぞよろしくお願いをいたします。

はじめに、幼児教育・保育について質問します。幼児教育・保育の無償化に関連した課題について伺います。第1

は、新たに生じる保育所の副食費の実費負担についてです。

来月から幼児教育・保育が無償化されますが、3歳から5歳児のおかずやおやつ代に当たる副食費が実費徴収されることになります。「無償化」というのであれば、本来給食費も含め、幼稚園、保育所の費用は全額無償化にすべきではないかとの声が寄せられています。

特に、公定価格に含まれていた保育所の3歳以上の副食費が公的給付の対象から外され、負担増になることについての懸念が広がっています。



### ■副食費の免除対象者の考え方

#### 【基本的な考え方】

- ◆各施設は、運営に関する基準第13条第4項第3号に基づき、 以下の場合を除き、<mark>認定保護者から受領することができる</mark>。
  - ・1号・2号認定子どもの徴収免除対象者(低所得世帯及び第3子以降)の副食費
  - ・3号認定こどもの給食費
- ◆1号・2号認定子どもの徴収免除対象者の副食費は、加算(10 月から創設)により公費負担する((4)を参照)。

### 【徴収免除対象者について】

- ◆10 月以降の 1 号・2 号認定子どもの徴収免除対象者は、 次のとおりである。
  - ・年収360万円未満相当世帯の子ども
  - ・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

[出展] 内閣府資料『幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食材料費の取扱いについて』より作成

現在、生活保護世帯や3人目以降のお子さん、年収360万円未満の世帯については、副食費の免除が示されています。ただ、負担増にならないのは国基準の保育料を前提に考えた場合であり、多くの自治体で国基準の保育料に独自の財源を上乗せをして保護者負担を低く抑えているので、自治体が何らかの手当てをしなければ低所得世帯の中で負担増になる可能性も否定できません。

10月を前に、子どもの平等で豊かな食を保障する観点から、無償化

・2号認定子ども 第1子 第2子 第3子以降 第1階層(生活保護世帯) 第2階層(年収260万円未満相当) ■斜線の範囲 第1子 第3子以降 うちひとり親世帯等 今回、新たに 第3子以降 その他 第1子 第2子 第3階層(年収330万円未満相当) 副食費を免除 第2子 うちひとり親世帯等 第1子 第3子以降 その他 第3子以降 第2子 第1子 第4階層(年収360万円未満相当) ■黄色の範囲 第1子 第2子 第3子以降 うちひとり親世帯等 保育料が無償化 第2字 第3子以降 その他 第1子 副食費も免除 第4階層(年収470万円未満相当) 第1子 第2子 第5階層(年収640万円未満相当) 第1子 第2子 第3子以降 第6階層(年収930万円未満相当) 第3子以降 第1子 第2子 第7階層(年収1,130万円未満相当) 第2子 第3子以降 第1子 第8階層(年収1,130万円相当以上) 第1子 第2子 これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する 範囲 今回、新たに副食費を免除する範囲 [出展] 内閣府資料『幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食材料費の取扱いについて』より作成

によって不要となる自治体独自の保育料の軽減財源を活用して単独補助事業を創設し、保 育所の副食費を無償化、または軽減する自治体が広がり始めています。

県内では箱根町ですでに給食費を全年齢で無償化、山北町も町内在住者に限り無償化を始めます。都道府県レベルでは、秋田県が市町村と2分の1づつの負担で、幼稚園を含めて副食費4500円を上限に助成する事業を行います。

そこで知事に伺います。保 育所の副食費について県と して子育てにかかる経済的 負担の軽減を図るため、助 成制度の創設を検討すべき と考えますが、見解を伺い ます。

**黒岩知事**:石田議員のご質問に順次お答えしてまいります。

幼児教育・保育について 何点かお尋ねがありました。まず、幼児教育・保育の 無償化に関連した課題につ

### 食材料費の取扱いその他子育て支援の更なる充実について

- ・利用者負担額の独自軽減に係る地方単独事業を行っている自治体においては、今般の無償化により、それまで地方が独自に負担していた部分に国・都道府県の負担が入ることで、その部分に係る市町村の財政負担が軽くなる (詳細は前頁参照)。
- ・また、2号認定子どもの副食費の免除対象範囲外の世帯 (次頁赤枠参照) について、既に地方単独事業により4,500円未満の利用者負担額を設定している自治体においては、施設が副食費を徴収することに伴い、世帯負担が増加する可能性がある。
- 該当自治体においては、下記の方針の趣旨を踏まえ、対応にご配慮いただきたい。

(参考) 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」 (平成30年12月28日関係閣僚合意) (49) 今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。

〔出展〕内閣府資料『幼児教育・保育の無償化に関する令和元年度予算について』より作成

いてです。初めに、新たに生じる保育所の副食費の実費負担についてです。

保育所における給食の副食費、いわゆるおかず代は、これまで保護者が支払う保育料に含まれており保護者負担となっていましたが、来月から保育料が無償化された後も、引き続き保護者負担となります。保育料は各市町村が定めており、所得が低ければ保育料は低くなるよう設定していました。そのため、低所得者の場合、副食費がこれまで支払っていた保育料より高くなってしまうことがあります。

そこで国は、年収360万円未満の低所得者については副食費の支払いを免除することにしました。また、年収360万円以上でも無償化後に負担増となる場合には、国の要請を受け、県内市町村で独自に補助を行う動きが出ています。

保護者が副食費を負担することは今までと変わりがなく、低所得者への配慮もされていることから、県としては新たな助成制度をつくる考えはありません。

### 【要望】

石田議員:副食費の実費負担についてです。

保育園の給食は国の「保育所保育指針」において、保育の一環として位置付けています。 10月を前にして経済的な負担軽減、保育所の徴収事務の負担軽減などの理由で、副食費 の無償化や一部補助対象拡大などに取り組む自治体が増加してきています。

県内どの自治体に住んでいても格差が生じないよう、広域自治体として副食費を無償化にするよう、ぜひ検討を要望したいと思います。以上です。

## 2) 指導監督基準を満たさない認可外保育施設への県の指導体制の充実について

**石田議員**:第2は、指導監督基準を満たさない認可外保育施設への県の指導体制の充実についてです。

認可外保育施設の無償化は、保育士割合を3分の1以上とすること、乳幼児や職員の健康診断の実施、消防計画の策定や月1回の消火と避難訓練の実施などを求める「認可外保育施設指導監督基準」と同じ内容の基準を満たすことを要件としていますが、基準を満たさず、是正指導を受けても、5年間は無償化の対象となる経過措置が設けられました。

しかし、子どもの安全、保育の質の観点から、5年間の猶予が許されるこの経過措置について、地方自治体から強い懸念が示されています。

無償化の基準に関する指導権限は市町村にあり、子ども子育て支援法の一部改正で、特に必要があると認める場合は、条例により猶予期間を短くしたり、対象施設の範囲を限定したりすることができる仕組みがつくられて、東京都杉並区、世田谷区、京都市など、直近では川崎市が条例化に向けた取組が検討されるとのことです。

一方、是正指導や勧告を何度受けても指導監督基準違反の状態が続き、改善が認められないなど、適正な運営ができないと都道府県が指摘した場合には、市町村が無償化の対象外とすることになります。

内閣府は国会答弁で「今般の無償化を契機として、認可外保育施設の質の確保、向上を 図ることが必要であり、都道府県などによる指導監督基準の徹底を図っていくこととして いる」と答えています。

本県の政令市と横須賀市を除く認可外保育施設は200ヶ所以上ありますが、県は5年の間にすべての認可外の施設に指導監督基準を守らせるため、非常勤職員を3人増員して体制の強化を図ったとのことです。また、監査とは別に、重大事故防止のために巡回指導員の保育士を3人配置したとのことですが、県として指導監督権限を積極的に行使するためには、監査部門の体制の更なる充実が欠かせないと考えます。

そこで知事に伺います。猶予期間の間に一刻も早く認可外保育施設に指導監督基準を守らせるため、重要な役割を担うスタッフを正規職員体制として更に増員すべきと考えますが、見解を伺います。

**黒岩知事**:次に、指導監督基準を満たさない認可外保育施設への県の指導体制の充実についてです。

来月から始まる幼児教育・保育の無償化の対象には、認可外保育施設も含まれます。新たに公費を投入することにもなりますので、これまで以上にその質の確保に取り組む必要性が高まっています。平成30年度の監査では県所管の認可外保育施設の内、約70施設が基準を満たしておらず、今後5年間の経過措置期間中に改善する必要があります。

そこで県では、監査で基準を満たさない認可外保育施設に対してフォローアップ指導を 行う非常勤職員を、今年度新たに3名配置しました。

県としては、引き続き現在の体制のもと、保護者が安心して子供を預けられるよう、認可外保育施設の質の確保にしっかりと取り組んでまいります。

### 【再質問】

**石田議員:**ご答弁をいただきました。それでは再質問をさせていただきます。まず、指導監督基準を満たさない認可外保育施設への県の指導体制についてであります。

ご答弁ではフォローアップ指導などを行う人を配置をしているということとか、70施設ある認可外保育施設基準を満たさないところに対して、全面的に指導をしていかれるというご答弁でございました。

これ、5年間の経過措置があるものですから、この間にすべての施設が基準を満たすことを目指すということだと思うんですけども、この基準について児童の安全確保の観点から、劣悪な施設を排除するためのものと、これが厚労省が言っているものです。

5 年の猶予期間があるからといって、劣悪な施設のままであってはならないと思うんです。

今回の無償化には、ベビーホテルやベビーシッターも対象になっています。厚労省の調査によりますと、2016年度の監査ではベビーホテルの44%しか指導監督基準を満たしておりません。

2017年度の立ち入り調査では、指導監督基準に適合していない項目として、安全確保への配慮、防災に対する消防計画の策定や訓練の実施、乳幼児の健康診断の実施などの項目で、多くの適合していないという件数が挙げられています。

事は小さい子どもの命と安全が関わることです。何か起こってからでは遅いです。ベビーホテルやベビーシッターまでとなれば、さらに施設が多くなるということですので、しっかりと指導監督するにはさらなる体制強化が必要と思います。専門性のある正規職員の増員配置をすべきと考えますが、知事の見解を再度伺います。

黒岩知事: それでは再質問にお答えいたします。

認可外保育施設であるベビーホテル、ベビーシッターを含め、監査やフォローアップ指導ができる体制を取っております。そのため、引き続き現在の体制で認可外保育施設の質の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

### (2) 保育士の処遇改善について

石田議員:次に、保育士の処遇改善についてです。

今、保育士の処遇改善や確保が、待機児解消にとっても急務となっています。

全国福祉保育労働組合が保育士におこなった調査では、「アルバイトをしている子どもの 時給と比較しても変わらない。保育の仕事を軽く見過ぎです」など、厳しい実態が明らか になっています。

そうした中で、独自に処遇改善の加算を行なっている横浜市や東京都などに保育士が流れてしまい、隣接する自治体の保育関係者から、県として処遇改善策を実施してほしいという声が寄せられています。

神奈川県市長会からも、今年の8月26日、県への重点要望として保育士処遇改善の要望が提出されました。保育士確保等の課題に直面しており、県においては自治体間の格差を生じさせないよう、保育士給与の上乗せ補助などの保育士処遇改善のため、責任を持った取り組みが求められています。

千葉県では保育士の確保定着対策をいっそう推進し県内の保育環境の改善を図るためとして、県内市町村が行う保育士の処遇改善にかかる事業に対してその2分の1、政令市は4分の1を補助する制度を2017年度から実施しています。

そこで知事に伺います。県として、自治体間の格差を生じさせないために、県独自の保育士の処遇改善のための補助を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

黒岩知事:次に、保育士の処遇改善についてです。

待機児童を解消するためには保育士の確保が喫緊の課題であり、そのために保育士の処遇改善は重要です。そこで、県はこれまでも国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、令和元年度までの7年間で約13%の賃金引き上げが実現しました。加えて、平成29年度からは、専門分野の研修を修了した保育士に対し、月額で最大4万円の処遇改善を行ってきています。

このように、保育士の賃金は改善してきていますが、全職種平均と比べるとまだ差があることから、さらなる賃金水準の改善が必要です。保育士の処遇改善は自治体間のさらなる賃金格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものと考えます。 県としては引き続き、基本給の底上げなど、他の職種の賃金水準を踏まえたさらなる処遇改善が図られるよう、機会をとらえて国に要望してまいります。答弁は以上です。

### 【再質問】

石田議員:次に、保育士の処遇改善についてでございます。

国に要望をしていただくということですけども、保育士の処遇改善は手当的なものではなく、先ほど知事も言われたように、基本給など給与全体の底上げを図ることができるように、公定価格を抜本的に増額すべきと考えていますけれども、このことについても国に要望するととらえてよいか、知事に伺います。以上です。

**黒岩知事**:保育士の処遇改善についてでありますけれども、これまでも基本給の底上げなど、他の職種の給与水準を踏まえた改善を要望してきておりまして、引き続き、給与全体の改善を要望してまいります。答弁は以上です。

### 【要望】

石田議員: それでは要望を申し上げます。保育士の処遇改善について要望します。

保育士の賃金はこの間、国や自治体が処遇改善を行ってきたものの、全産業の労働者と比較して約10万円ほど低く、女性労働者の平均にもまだ及んでおりません。保育士が確保できないと待機児は解消できないこと、保育の質の確保のためには保育所職員が安定的に働き続けられる環境と専門職にふさわしい賃金が必要でございます。

今、知事のご答弁のように国に基本給含めて、全体の給与ということを要望していただくということと併せまして、県の市長会からの要望も重く受け止めて、自治体間の格差を生じさせないよう、県として保育士給与の上乗せ補助を行うことを要望いたします。

# 【2】児童虐待防止と児童相談所等の体制強化について

#### (1)児童相談所の体制の強化について

**石田議員**:次に、児童虐待防止と児童相談所等の体制強化について質問をいたします。は じめに、児童相談所の体制の強化についてです。

日本では昨今、生活不安の増加、所得格差、貧困が 広がるなかで、家庭の養育困難や養育機能障害が拡大 していると指摘されています。この間、保護者による 虐待で児童が亡くなるという、あってはならない痛ま しい事件が続きました。

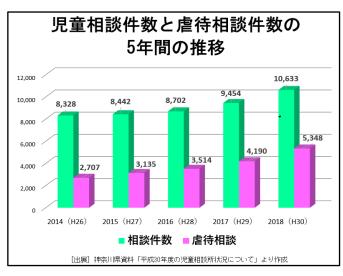
いずれも児童相談所を始め、周りの大人たちがSOSを汲み取って適切な対応をしていればと、とても悔やまれます。



本県の「児童相談所の事業概要」によれば、2018年度の児童相談所で受けた相談受付総数は10,633件で、相談の中で最も多い児童虐待相談は5,348件に上り、過去最多となっています。

児童相談所では、このほか前年度以前 から継続している在宅支援ケースや里親 委託、施設入所措置中のケースが加わり ます。多岐にわたる相談に対応しながら 緊急に入ってくる虐待通告への対応を迫 られるとともに、一時保護をめぐる保護 者への対応などにも追われます。

今年7月に取りまとめられた「神奈川 県児童虐待による死亡事例等調査検証委 員会」の報告書では、児童相談所の組織管 理体制の課題として「専門性を高めるた め、体系的な人材育成について検討する とともに、児童福祉司が疲弊しないよう



職員を支える組織作りに力を入れる必要がある」と述べています。

県児童相談所の児童福祉司は121人へ増員していますが、児童心理司は33人で、この3年間一人も増員されていません。児童福祉司とチームで支援にあたることが多い児童心理司を増員してほしい、との現場の声があります。

2020年4月施行の改正児童福祉法で、児童相談所の管轄人口や虐待相談対応件数などを考慮して児童心理司、児童福祉司の基準を定め、過重負担にならないよう見直すとされ、心理判定など行う児童心理司についても、配置基準の法定化により職員の資質の向上を図るとしました。

そこで知事に伺います。児童虐待相談が急増し相談対応件数が増え続ける中、一人あたりの担当数を減らし、一つ一つの事例に丁寧に寄り添って継続的に支援するために、児童福祉司および児童心理司を増員配置すべきと考えますが、見解を伺います。

**黒岩知事**:児童虐待防止と児童相談所等の体制強化について何点かお尋ねがありました。 まず、児童相談所の体制の強化についてです。

全国では重篤な児童虐待事案が後を絶たず、深刻な社会問題となっており、何としても子どもたちを虐待から守らなければなりません。政府は昨年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、2022年度までに全国で児童福祉司を約2000人、児童心理司を約800人増員するなど、児童相談所の専門職の増員を中心とした体制強化策を示しました。

また今年6月には、児童福祉法の改正により新たに児童心理司の配置基準が法定化され、 具体的な基準が今後政令で定められることとなっています。

本県では虐待相談件数が大幅に増加する中で、複雑で対応が困難な事案も増え、児童相談所の専門職の必要性が高まっていることから、この3年間で児童福祉司を51人増員しました。

県としては今後とも児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、国の総合強化プランや 児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、児童相談所の人材の確保・育成を図り、子どもたちを虐 待から守れるよう、しっかりと取り組んでまいります。

### 【再質問】

石田議員: それでは再質問をいたします。児童相談所の体制強化です。

児童相談所の事業概要で2014年と18年を比較しますと、児童虐待相談はほぼ2倍に増加しています。5年間でみても、児童福祉司はかなり先ほどのご答弁のように増員されましたけれども、児童心理司は5年間でみても33人のままです。

児童心理司は心理判定業務のほか、子どもと家族の相談に応じ、診断面接、心理検査、 観察により対象者の状況を評価し、それに対応した心理療法やカウンセリング、助言指導 を行います。

また、虐待などの問題で公的介入と支援を実施する際に、児童福祉司と児童心理司がチームを編成して取組むことが重要となっていることから、児童心理司の拡充が急がれているといいます。

今後、児童心理司の配置基準を法定化するとされましたけれども、先ほどのご答弁でも「人材の確保を図ってまいります」というご答弁でございました。ぜひ、児童心理司の増員については、国から配置基準が示されるのを待つのではなく、国から配置基準が示され次第、速やかに増員できるよう、できる検討を前倒し進めておくべきと考えますが、見解を伺います。

**黒岩知事**: それでは再質問にお答えいたします。

児童心理司についてでありますけれども、児童虐待に的確に対応するためには児童心理司の人材確保が大変重要であります。先ほども申し上げましたけれども、国の方でこの6月に改正が行われて、今、具体的な基準が政令で定められることになっておりますので、この国の配置基準が示され次第、必要な人材の確保に取り組んでまいります。

### 【要望】

石田議員: それでは要望をいたします。

児童心理司の増員の取組については、今、大変重要だと知事も答弁されました。国の改正があって、基準が政令で定められることになっているということで、政令が定められ次 第検討をしたいということですので、ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

### (2) 一時保護所における児童の権利保障について

### 1)児童の学習権の保障について

**石田議員:**次に、一時保護所における児童の権利保障について伺います。はじめに、児童の学習権の保障についてです。

虐待などの理由により子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、法の規定に基づき、子どもは一時保護所に保護されます。その期間は、一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とされています。

2018年度に県内3カ所の一時保護所に保護された児童数は、2017年度より11 3人増えて865人。平均在所日数は28.7日、約1ヶ月間となっています。

一時保護所から学校に通学することはできません。従って、入所児童の学習を受ける権利はしっかり保障されなければなりません。学習指導員として教員OBなど6名、1ヶ所あたり2名配置されています。

しかし、小学生から高校生までの学年の違いや学力の違いのある児童に対し、一人一人 に丁寧な学習指導を行うには少ないと言わざるを得ません。

そこで知事に伺います。一人一人に丁寧な学習支援ができるよう学習指導員を増員して 一時保護所における児童の学習を受ける権利を保障すべきと考えますが、見解を伺います。

**黒岩知事:**次に、一時保護所における児童の権利保障についてお尋ねがありました。まず、 児童の学習権の保障についてです。 一時保護所では、第一に子どもの安全を確保し、心を安定させることが重要です。また、 そうした子どもたちがしっかりと学習できるよう、入所中の学習環境を整えることも大切 であると考えています。

一時保護している子どもの中には学習できる心の状態ではない、あるいは家庭の教育環境が十分でなかったことから学習の遅れがみられる子どももおり、子どもの状況や学力に配慮した対応が必要です。

そこで、県の一時保護所では、経験豊かな教員OBなどを学習指導員として2名ずつ配置し、一時保護所の職員と共に子ども一人ひとりの状況に合わせた学習支援をしています。 また、子どもが通学していた学校の教員に教材を持って面会に来てもらうなど、在籍校とも連携を図っています。

そのほか、ボランティアの協力を得て科学実験教室を開催するなど、子どもたちが学習に興味を持てるような取り組みも行っています。

現時点で学習指導員を増員することは考えていませんが、県としては今後とも学校との 緊密な連携を図るなど、一人ひとりの子どもに合わせた学習支援に取り組んでまいります。

### 2) 子どもたちの声を反映する権利擁護の仕組みの充実について

石田議員:次に、子どもたちの声を反映する権利擁護の取組の充実についてです。

2018年に起こった千葉県野田市の虐待事件では、犠牲になった女の子の「家に帰りたくない」という声が児童相談所の判断に反映されず、一時保護が解除され、自宅に戻り虐待死に至ってしまいました。

声を発するのが難しかったり、率直に伝えられない子どもたちの意思を、支援の決定過程に反映させるための仕組みが必要です。一時保護所における生活の場が、本当に子どもの目から見て言いやすい環境になっているか、検証が必要と思います。政府も、子どもの権利擁護のあり方について、必要な措置を検討するとしています。

また現在、児童相談所と一時保護所の開設準備中の世田谷区では、子どもの意見表明権の保障の立場から、一時保護児童の権利擁護のため、児童の意見を汲み取るための方策を考える検討の場に、一時保護所などを経験した子どもたちの参加が検討されていると伺いました。

そこで知事に伺います。一時保護所に入所する子どもたちの権利を守るため、一時保護の経験者の意見を聞いたり、一時保護所の入所児童へのアンケートを実施するなど、権利擁護の取組を充実すべきと考えますが、見解を伺います。

**黒岩知事**:次に、子どもたちの声を反映する権利擁護の取組の充実についてです。

一時保護所において子どもの権利が守られることは大変重要であり、子ども自身の気持ちをしっかり汲み取り、尊重することが必要です。県の児童相談所では子どもの代弁者としての役割を児童心理司が担い、本人との面接を繰返す中で意思を正確に把握し、支援方針を決める際には、子どもの意向がきちんと反映できるようにしています。

また、一時保護所では子ども一人ひとりから話を聞く機会を設けたり、意見箱を設置するなど、子どもが意見を言いやすい環境を整え、一時保護所での子どもの権利が尊重されるよう努めています。

さらに県では昨年、一時保護所や児童養護施設等に入所した経験のある当事者の方々と の意見交換会を開催し、児童相談所や施設の支援、制度全般についてご意見を伺いました。

こうした取り組みに加え、今年度は、中央および厚木児童相談所の一時保護所において、 児童福祉に精通した第三者による評価を実施し、いただいた意見を子どもへの支援や一時 保護所の運営の一層の向上に活用をするなど、権利擁護の取組を着実に進めているところ であります。

### 【要望】

**石田議員:** 一時保護所における児童の権利擁護ですが、しっかり取り組んでいただいているとのことですので、ぜひよろしくお願いいたします。

児童虐待は重大な人権侵害です。虐待を受けた子どもは深く傷つき、その後の子どもの心を支える息の長い支援が必要です。児童憲章は児童は人として尊ばれると謳っていますが、一時保護所において安心して自分を表現でき、大切にされる体験ができるよう、引き続きの支援の充実をぜひよろしくお願いを申し上げます。

### (3) D V 被害者への支援体制の強化について

石田議員:次に、DV被害者への支援体制の強化についてです。

児童虐待相談の中で最も多いのが、子どもの面前でのDV被害を含む心理的虐待です。 虐待相談受付件数5,348件中3,211件にも上ります。

DV被害の相談にのる専門職が女性相談員で、県内には県と政令市を含めて女性相談員は120名配置されていますが、配置されていない自治体は10市町以上あります。

女性相談員には、蓄積された専門性の活用と一人一人の状況に即した具体的な支援のためには他機関との連携が求められ、安定した身分が必要ですが、ほとんどの自治体は県・政令市含め非常勤です。

私自身が被害女性の相談に同行したことがありますが、形式的な対応をされたことから、 その女性はとても心が萎えたと言っておりました。私は、川崎でも重要な役割を担う女性 相談員を常勤にすべきと求めてまいりました。2017年に施行された売春防止法の一部 改正により、女性相談員の常勤が認められたところでもあります。

そこで知事に伺います。専門性を活かし一人一人に丁寧に関われるようにするため、県の女性相談員を常勤にするなど、県としてDV被害者に対し適切な支援を行うことができる体制を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

黒岩知事:次に、DV被害者への支援体制の強化についてです。

県では女性相談所等にDV被害者やその家族に寄り添った支援を行う女性相談員を配置するとともに、市町村や民間団体と連携しDV被害者等の相談、一時保護、自立支援などを行っています。

こうした中、DV被害者の多くは、精神面や経済面の問題など多様で複合的な課題を抱えており、支援に関わる職員には関係機関と連携、共同し、様々な福祉サービスをコーディネートするなどの専門的な知識やスキルが求められます。

そこで県では、適切な支援体制の強化を図るため、これまでの研修に加え、経験に合わせた研修を充実させるなど、職員の資質向上に向けた取組をすすめます。

現在女性相談員の常勤化は考えていませんが、女性相談員をはじめ他職種が連携し夜間・休日の相談や24時間の一時保護など切れ目のない体制を確保することで、引き続きDVの事前防止や被害者支援に向けてしっかりと取り組んでまいります。答弁は以上です。

#### 【再質問】

**石田議員**:次にDV被害者への支援体制の強化についてです。

重篤な場合は、命に関わる深刻な状態で体一つで逃げる場合もあります。なかなか相談に行くまで踏み切ることに迷う方もおられます。心身ともに痛手を受けると同時に、住まいや生活を支える手立て、お子さんの学校の問題など、背負うものはとても大きいのです。そこにしっかり寄り添う支援が必要です。

DV被害者とその子どもの生活を支えるには、相談にのる女性相談員が児童相談所、教育機関、生活を支える福祉部門など、関係機関との連携した取組が求められますし、先ほ

どの知事の答弁でもそうした取組が大変重要だと言われておりました。研修を充実させるということも答弁をしていただきました。

ただ、やはり現在の限定した取組を行っているということですけれども、即応体制とともに自立できるまでの支援が求められます。経験を積んだ専門性が求められることから、 今後、女性相談員の常勤体制を検討すべきと思いますが、伺います。以上です。

**黒岩知事**:次は、DV被害者の件でありますけれども、県ではDVの未然防止や被害者支援に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、女性相談員など他職種の連携による切れ目のない支援体制の確保に取り組んでいくこととしておりまして、現在女性相談員の常勤化といったものは考えておりません。答弁は以上です。

### 【要望】

**石田議員**:女性相談員の常勤化はいろんな連携などで、今一生懸命やっておられるということで、そのみなさんの懸命な取組や努力は本当に認めるわけですけれども、ぜひ安心して、といいますか、他の機関との連携をしっかり取っていくためにも、非常勤ですとやはり時間の範囲がありますので、それ以外は他の人の連携でやっていかれるということだと思うんですけども、ぜひ今後、売春防止法の改定で常勤が認められるという状況になっておりますので、引き続き検討をしていただいて、常勤化に向けての検討をぜひ求めておきたいと思います。以上で要望を終わります。

## 【3】県政の諸課題について

## (1) 一級河川・平瀬川の護岸工事について

**石田議員**: それでは、次は県政の諸課題について質問します。はじめに、一級河川・平瀬川の護岸工事についてです。

近年は台風や豪雨、大きな地震が日本列島を襲って、毎年のように甚大な被害をもたらしています。この神奈川でも、9月3日の豪雨によって横浜市では崖崩れや川が氾濫し、9日未明の台風でも大きな被害が発生しました。

これまで私たち県議団は、住民の命を守る河川整備事業を早急に進めるよう求めてきました。河川管理施設の老朽化等の対策は急務と考えます。



さて、河川法では一級河川の管理者は国土交通大臣と規定されていますが、一級河川の

うち国土交通大臣が指定する区間については、 都道府県知事が河川の管理を行うことができるとされており、私の地元の川崎市を流れる平瀬川は、この規定により県が管理権限を持っています。さらに、河川法(第16条の3)に基づく県と市の協議により、平瀬川は現在、一級河川であるものの、川崎市が工事と維持を行なっています。

この平瀬川ですが、2014年度より護岸の

老朽対策として補修工事を実施していましたが、護岸工事中に護岸に亀裂が入ったり、護岸の鉄柵を支えるコンクリートの土台が10cmほどズレたり、河川管理通路に陥没が生

じ民有地を含め被害が拡大したため、2016年度から川崎市が単独事業で緊急対策工事 を実施しており、工事期間が当初より延長されています。

川崎市議会において2017年からわが党議員が繰り返し質問し、民有地などの被害実態や住民の不安の声を紹介し、住民説明会の実施などを川崎市に求めてまいりました。川崎市によると当初計画1.1 km区間中、約750m区間で改築・更新を行うこととしており、そのうち現在90m区間の工事中です。このペースだと完了まで10年余はかかると思われます。

私も住民のみなさんから改めて要望をいただき、先月8月21日に住民の方々と現地を歩きました。

驚いたことに、工事現場と100mほど離れている民家や護岸のフェンスを支えるコンクリート、ここには亀裂が入っておりまして、すぐ近くの電柱がかなり傾いています。また別のお宅では、昨年新築したばかりなのに塀と道路の間に10cmほどのひび割れができて、修理を余儀なくされたと聞きました。管理用通路に地盤沈下が起因と思われる亀裂が数十m伸びていました。

住民の方々の一番の心配と要望は、「全工事に10年はかかると聞いたけど、その間に豪雨や大地震が起きたら護岸が崩れて大災害になるのではないか、早く進めてほしい」「事業費が膨大になると聞いているが、市だけでは10年もかかってしまう。一級河川なんだから国と県が補助を出して、早く工事を進めて欲しい」という切実な声でした。

そこで私は8月27日、住民とともにわが党 衆議院議員、地元市議と一緒に国土交通省に要 請に行きました。その時に、「地元のみなさんの 心配はよくわかります」と言っていただき、耐 震護岸とするなど機能を向上する内容であれ ば「施設機能向上事業」の補助の可能性がある と伺いました。

県は2018年7月に、平瀬川の管理権限を持つ立場として「多摩川水系 平瀬川・平瀬川支川河川整備計画」を策定しています。護岸の亀裂、変状、管理用通路の陥没、民有地などに既に被害が出ていることから、早急な対応が求められていると思います。

そこで県土整備局長に伺います。平瀬川の護 岸整備を早急に推進するために、川崎市と連携 を取りながら、県の「多摩川水系 平瀬川・平

コンクリートの亀裂



傾いた電柱



地盤沈下によると





瀬川支川河川整備計画」に川崎市が改築・更新を行なっている区間の対策を盛り込むこと に早急に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。 上前県土整備局長:県土整備局関係のご質問にお答えします。一級河川・平瀬川の護岸工事についてお尋ねがありました。

平瀬川は昭和初期から普通河川として川崎市が管理し、一級河川の指定を受けた昭和45年度からは、河川法の規定に基づく県と市の協議により、市が河川改修工事等を行っています。県はこの河川の管理権限を持つ立場ですので、今後の河川整備の目標や内容を定めた「多摩川水系 平瀬川・平瀬川支川河川整備計画」を策定しています。

川崎市からは現在行っている河川工事についても整備計画に位置付けてほしいと相談を 受けていますので、その工事内容等をよく伺い、まずは国とも相談しながら検討してまい ります。答弁は以上です。

### 【要望】

石田議員:ご答弁をいただきました。

平瀬川の護岸工事についてですけれども、県土整備局長からは川崎市とよく協議をしながら、国とも相談をしながら検討をしていきたいということですので、ぜひ「平瀬川・平瀬川支川河川整備計画」に改築・更新を行っている区間の対策をぜひ盛り込んでいただくことを、要望をいたします。

護岸の亀裂やブロックの石積みが崩れたり、電柱が傾いたり、河川管理通路が陥没したりと、すでに被害が出ております。その周辺で暮らす住民のみなさんは、今、大変、台風や豪雨、そして大地震で各地で被害が、甚大な被害が起こっていることを鑑みますと、この10年間くらいの間に豪雨や大地震で護岸が崩れて大災害に及ぶこと、これを大変心配をしております。

ぜひ、災害が起きる前に早急に推進してほしいというふうに願っております。ぜひこの「平瀬川・平瀬川支川河川整備計画」にしっかりと改築と更新を行っている今の区間の対策、750mと市は言っておりますけれども、予算確保を含めてぜひ取り組んでいただくことを要望しておきます。以上で終わります。ありがとうございました。

### (2)火山と共に生きる町 箱根地域の産業支援について

石田議員:次に、火山と共に生きる町、箱根地域の産業支援について質問します。

本年5月、再び火山活動が活発化し、大涌谷の噴火警戒レベルは「2」となりました。

2015年の時とはちがって、今回は火口周辺のみの規制が設けられました。

当初1か月くらいと思っていた地域の観光 事業者の方から、営業への不安の声が寄せられ ているところです。

昨日、火山活動が沈静化の兆しを見せている ことがわかったとの報道がありました。

8月、私たちは箱根町議、衆議院議員らとと もに温泉地学研究所、箱根町長、気象庁や観光



庁、中小企業庁と、現状や将来予測、中小企業施策などについて懇談をいたしました。その中で浮かび上がった課題は、「火山との共生」です。

ある専門家の意見では、箱根地域は数年に1度火山活動が活発化していることから、一定のサイクルで今回のように噴火警戒レベルが上がることが考えられるとのことです。火山活動が活発化されたときに、営業活動に影響が及ぼすことを想定した政策が求められると思います。

長い歴史の中で培われた箱根の温泉文化や観光資源は、本県の貴重な財産です。グランドデザインの柱「経済のエンジン」において、「観光立県かながわ」の実現を目指している

本県として、火山と共に生きる制度の構築が求められます。

そこで知事に伺います。火山と共に生きる箱根地域の産業を支援するために、箱根町と連携をして、大涌谷のような立入規制が行われた時にすぐに対応できるよう、例えば無利子の融資制度や補助事業、事業者への休業補償などの支援策をあらかじめ作っておく必要があると考えますが、見解を伺います。以上です。

**黒岩知事**:県政の諸課題についてお尋ねがありました。火山と共に生きる町、箱根地域の 産業支援についてです。

今年の5月に箱根山の噴火警戒レベルが1から2に引き上げられ、大涌谷の火口周辺への立ち入りが規制されましたが、対象地域は広い箱根のごくごく一部の限られたエリアです。

地元中小企業・小規模企業への影響も限定的ではありましたが、県は箱根町と連携して すみやかに、箱根地域等特別支援融資を創設しました。これにより、支援を必要とする方 には十分な支援を届けることができていると考えています。

このように、災害発生時の支援については、発災後速やかにその災害の規模や被害状況、 影響を受けた企業のニーズに応じた支援策を講じることが大切です。

こうしたことから、あらかじめ支援策をメニュー化しておくことは難しいと考えています。今後とも災害が発生した場合には速やかに企業への影響を把握し、国や地元自治体とも連携しながら適時適切な支援策を講じてまいります。私からの答弁は以上です。